

社会福祉法人健友会

指定介護老人福祉施設

特別養護老人ホームみなみかぜ

運営規程

社会福祉法人健友会 指定介護老人福祉施設

特別養護老人ホームみなみかぜ 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人健友会（以下「事業者」という。）が開設する指定介護老人福祉施設「特別養護老人ホームみなみかぜ」（以下、「施設」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が要介護状態又は要支援状態にある入居者に対し、適正な介護老人福祉施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設は、介護保険法、老人福祉法及び関係法令に基づき、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、入居者の居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各共同生活単位において入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう常に入居者の立場に立った介護サービスの提供に努めるものとする。

2 従業者は、入居者が可能な限り居宅における日常生活への復帰ができることを念頭に、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、相談・援助、社会生活上の便宜や供与その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の支援を行うものとする。

3 事業の実施に当たっては、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称、所在地及び定員は、次の通りとする。

- 一 名 称 特別養護老人ホームみなみかぜ
- 二 所在地 川越市大字吉田 204 番地 2
- 三 定 員 80 人

(施設の職員の職種、必要とする人員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、配置基準の人員及び職務内容は次の通りとする。

- 一 管理者 1 人 （常勤・兼務可）
施設長は、理事長の命を受け、施設の業務を統括し、職員を指導監督する。
- 二 医師 1 人 （非常勤）以上
医師は、入居者の健康状況をチェックし、必要に応じて健康保持のための適切な措置を取る。
- 三 生活相談員 1 人 （常勤・兼務可）以上
生活相談員は、入退居に於ける面接手続き事務等と入居者及び家族等からの相談に応じ入居者の処遇に関すること、関係機関との連絡調整等を行う。
- 四 看護職員 4 人（常勤、非常勤）以上
看護職員は、入居者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。
- 五 介護職員 27 人 （常勤換算）以上
介護職員は、入居者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。
- 六 管理栄養士 1 人 （常勤）以上
管理栄養士は、栄養ケアマネジメント計画の作成等、献立作成・栄養計算等を行い、調理員を指導して給食業務を行うこととする。

七 機能訓練指導員 1人 (常勤・兼務可) 以上

機能訓練指導員の職務は、入居者の機能訓練に関することと、それに伴う介護職員への指導などを行うこととする。

八 介護支援専門員 1人 (常勤専従) 以上

介護支援専門員は、入居者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて、入居者が自立した日常生活を営む上での課題を把握し、施設サービス計画の原案を作成するとともに、必要に応じて変更を行う。また、入居者の要介護認定申請や調査に関すること、入居者やその家族の苦情や相談に関する対応を行う。

(指定介護老人施設サービスの内容)

第5条 施設サービスの内容は、次の通りとする。

- 一 入居の対象者は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅において日常生活を営むことに困難がある者とする。
- 二 サービスは、各共同生活単位において入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行うものとする。
- 三 サービスは、次条に定める施設サービス計画に基づき、特に以下の点に留意する。
 - ア 常に入居者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、生活支援、機能訓練その他、必要なサービスを入居者の希望に添って適切に提供する。
 - イ 入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について丁寧に、理解しやすいように説明を行う。
 - ウ 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
 - エ 入居者や他の入居者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他、入居者の行動を制限する行為を行わない。
 - オ 衛生管理、ことに感染症の発生予防に細心の注意をはらう。
 - カ 入居者の心身の状況に応じて、週2回以上入浴又は清拭を行う。また、排泄、離床、着替え、整容等に関し、必要かつ適切な介護を行う。
 - キ 入居者の身体状況に応じて嗜好・栄養管理、提供時間、自立支援等に配慮して食事を提供する。
 - ク 退居にあたっては、居宅介護支援事業者や他の保健医療福祉サービス提供者等連携し、必要な援助を行う。
 - ケ 各共同生活単位において入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行うものとする。

(施設サービス計画の作成)

第6条 管理者は、入居者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、サービス提供の開始前から終了後に至るまでの入居者が利用するサービスの継続性等に配慮して、サービスの目標や当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した施設サービス計画の作成を介護支援専門員に行わせるものとする。

- 2 介護支援専門員は、他の従業者と協議の上、施設サービス計画の原案を作成し、入居者や身元引受人(家族等)に対し、その内容等について説明し、同意を得るものとする。

(利用料及びその他の費用の額)

第7条 施設の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、その負担割合に応じた額と食事と居住費の負担割合に応じた額を合わせた額とする。

- 2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

一 居住費

入居者の1日あたりの居住費を次の通りとする。

負担段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
多床室	0円	430円	430円	940円
従来型個室	—	480円	880円	1,290円

ア 特別室料（1日あたりの自己負担額）

	条件	1日あたりの自己負担
特別室料（2人部屋）	2人部屋（206号室除く）	多床室料金に+200円
特別室料（1人部屋）	1人部屋 （232・3・240-1号室除く）	従来型個室料金に+250円

二 送迎に要する費用（遠方への通院） 実費相当額

三 食材料費

入居者の1日あたりの自己負担額を次の通りとする。

負担段階	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
自己負担額	300円	390円	650円	1,360円	1,590円

*パン、おやつ又は乳製品など特別な食事を提供する場合には、特別の食費として、別途差額の支払いを受ける。

四 理美容代 実費

五 その他日常生活上の便宜に係る費用 実費

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、入居者又はその身元引受人(家族等) に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第8条 入居者は、次に掲げる事項を遵守すること。

- 一 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。
- 二 火気の取り扱いに注意すること。
- 三 けんか、口論、泥酔、中傷、その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- 四 その他管理上必要な指示に従うこと。

（緊急時等における対応方法）

第9条 施設は、事故や疾病等による入所者の心身状態の急速な変化（以下、状態の変化等という）が生じた場合、次のとおり対応する。

- 一 状態の変化等に気付いた職員は、直ちに身体状況及び意識レベル等を確認し、救急処置を行うとともに、担当看護師又は17時30分から翌8時00分までの時間帯においては待機看護師に報告する。さらに、警察署、保健所、市その他の医療機関以外との連携が必要と思料する場合には、直ちに第4条一の管理者（以下、管理者という）へ報告する。
- 二 連絡を受けた看護師（以下、担当看護師等という）は、救急処置を継続するとともに、状態の変化等を遅滞なく第4条二の医師（以下、医師という）へ報告する。
- 三 医師は、直ちに往診又は救急搬送等の判断を行い、担当看護師等に指示を行なう。
- 四 担当看護師等は、医師の指示を実行するとともに、速やかに入所者の代理人へ連絡を行う。
- 五 管理者は、必要に応じて遅滞なく警察署、保健所、市その他の関係機関に報告し、指示により適切な対応を行なう。
- 六 第一号から前号までに関与した者は遅滞なく記録を行い、管理者等は速やかに当該記録を周知し、情報等を共有する。

(非常災害対策)

第 10 条 施設は、消防法等の規程に基づき非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(虐待の防止)

第 11 条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止し、虐待の未然防止・早期発見・迅速かつ適切な対応を行うため、次の措置を講ずる。

- 一 虐待を防止するための対策を検討する委員会を設置し、定期的を開催する。その結果について介護職員その他の従業員に周知徹底を図る。
 - 二 虐待防止のための指針を整備する。
 - 三 虐待防止のために介護職員その他の従業員に対する研修を定期的を実施する。
 - 四 虐待防止に関する前 3 号を適切に実施するための担当者を配置する。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 12 条 施設は、従業員の資質向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修を採用 3 ヶ月以内に行う。
- 二 採用後研修を、年 1 回以上実施する。

2 秘密の保持

- 一 従業員は、業務上知り得た入居者又はその身元保証人（家族等）の秘密を保持する。
 - 二 従業員であった者に、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に必要な事項は、事業者と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 16 年 1 月 16 日から施行する。
この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 19 年 5 月 7 日から施行する。
この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 元年 10 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4年 7月 1日から施行する。
この規程は、令和 4年10月 1日から施行する。
この規程は、令和 6年 1月 1日から施行する。
この規程は、令和 6年 8月 1日から施行する。